

地方行政サービス改革の取組状況等(令和3年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
142115	神奈川県	秦野市	都市 IV-3

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.6%
本庁舎の夜間警備			96.6%	98.5%
案内・受付			92.3%	89.9%
電話交換			96.3%	92.8%
公用車運転	○	今後も引き続き現在の体制を維持していく。	86.7%	88.6%
し尿収集			100.0%	98.2%
一般ごみ収集			100.0%	97.5%
学校給食(調理)			93.5%	72.5%
学校給食(運搬)			100.0%	91.2%
学校用務員事務			41.4%	38.0%
水道メーター検針			100.0%	99.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.1%
ホームヘルパー派遣			100.0%	96.1%
在宅配食サービス			96.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.7%
ホームページ作成・運営			100.0%	97.8%
調査・集計			98.6%	96.3%

※令和3年4月1日現在において、直営で専任職員を置いていない団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置				窓口業務の民間委託	
設置状況	設置済	→	予定時期	-	
BPRの手法を用いた業務分析			取組状況	○	→
			業務改革効果	○	

委託状況		委託率	
類似団体	全国(市区町村分)	総合窓口設置率	委託率
22.6%	71.0%	14.2%	27.4%

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】	
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	類似団体実施率	委託率
実施済	委託予定無し	○	○	○	○	○	○	○	○	71.0%	9.7%
BPRの手法を用いた業務分析										類似団体実施率	委託率
										33.5%	3.3%

【参考】
「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐させている事に対する考え方	【参考】	
							類似団体導入率	全国(市区町村)導入率
体育館	2	0	0.0%	1施設については、令和4年度からの指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めているため。 もう1施設については、令和3年4月に設置し、窓口業務を民間委託しているが、令和4年度を目途に同様の施設と同一の指定管理者による管理運営体制を構築する予定となっている。	1	令和4年度からの指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めている。	66.4%	40.1%
競技場(野球場、テニスコート等)	5	0	0.0%	4施設については、令和4年度からの指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めているため。 もう1施設については、収益が見込めないことなどから、直営が適当であると考えられている。	0		58.8%	48.4%
プール	2	0	0.0%	令和4年度からの指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めているため。	1	令和4年度からの指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めている。	63.3%	52.0%
海水浴場	0	0			0		0.0%	13.7%
宿泊休養施設(ホテル、温泉保養所等)	0	0			0		70.0%	85.0%
休養施設(保養所、山の家等)	2	1	50.0%	指定管理者制度を含めた民間委託等の今後の可能性について検討し、令和4年度からの導入を目指す計画を実施しているため。	1	収益だけでなく、市民の健康・福祉の向上や地域産業の振興など設置目的、施設の両者への影響及び事業に対する効果等を考慮し、指定管理者制度を含めた民間委託等の手法について引き続き検討していく。	52.9%	75.6%
キャンプ場等	0	0			0		61.5%	59.2%
産業情報提供施設	2	1	50.0%	地域農業者の所得増進など地域産業の活性化を図るため、国及び県の補助を受け設置した施設であり、補助事業の目的に合致する施設の取得・維持・この施設の維持・運営に関する協議に指定管理を委託している。補助事業の制約解除に伴い、指定管理者制度の導入を検討する予定である。	0		79.4%	75.0%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		85.7%	65.8%
開放型研究施設等	1	0	0.0%	自主事業の実施など施設を運営するうえで、専門的な知識を有している人材の配置が不可欠。収益を見込める規模ではないことなどから、直営が適当であると考えられている。	1	自主事業の実施など施設を運営するうえで、専門的な知識を有している人材の配置が不可欠。収益を見込める規模ではないため、自治体職員を配置している。	40.0%	40.2%
大規模公園	1	0	0.0%	令和4年度からの指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めているため。	1	令和4年度からの指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めている。	78.0%	44.2%
公営住宅	12	0	0.0%	住戸数及び坪のみであり、指定管理者制度導入の必要性、効果が見込めないと考えられているため。	0		31.3%	16.2%
駐車場	2	0	0.0%	無人の管理運営による管理事業をしているので、指定管理者制度での運営を導入する予定はない。	0		64.2%	37.1%
大規模公園、斎場等	1	1	100.0%		0		26.3%	22.8%
図書館	1	0	0.0%	公立図書館は「公の施設」の中でも「教育機関」として位置付けられており、市民の生涯学習活動を支え、安定した継続的な運営を確保し、活用を促進し、地域活性化を図るため、指定管理は、基本的に指定管理者制度の導入は行わず、明確な効果も期待できると考えられている。	1	公立図書館としての業務内には、効率化のため外部委託に含む事業もあり、効果を見込めるが、公立図書館としての役割等を考慮し、指定管理は、基本的に指定管理者制度の導入は行わず、明確な効果も期待できると考えられている。	25.4%	20.2%
博物館	2	0	0.0%	施設の規模が小さく、収益が見込めないことなどから、直営が適当であると考えられている。なお、1施設は会計年度任用職員を配置し、残る1施設は市の事務所も兼ねているため自治体職員が施設運営を行うことが効果的である。	2	施設の規模が小さく、収益が見込めないため、指定管理者制度を導入するメリットがない。なお、1施設は会計年度任用職員を配置し、残る1施設は市の事務所も兼ねているため自治体職員が施設運営を行うことが効果的である。	32.6%	28.1%
公民館、市民会館	11	0	0.0%	設置の目的や収益が見込めないことなどから、直営が適当であると考える。	11	設置の目的や収益が見込めないことなどから、直営が適当であるため、自治体職員の配置が適当と考える。	31.3%	22.8%
文化会館	1	0	0.0%	令和4年度からの導入に向け、指定管理者選定手続き中のため。	1	指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めている。	66.1%	51.5%
合宿所、研修所等(青少年の集いの場)	1	0	0.0%	他自治体や地域の連携を伴う事業内容であるため、直営としているが、現在、庁内関係部局が、公の施設の運営手法に関する検討を進めている。	1	公の施設の運営手法に関する検討を行い、指定管理者制度の導入に向けた取組みを進めている。	51.7%	50.1%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%	74.7%
介護支援センター	0	0			0		84.6%	49.0%
福祉・保健センター	9	4	44.4%	小規模の施設もあり、設置の目的や収益が見込めないことなどから、直営が適当であると考えられている。会計年度任用職員を配置し、自治体職員が施設運営を行うことが効果的である。なお、現在指定管理者制度を導入している老人いこの家(4施設)は、隣接地域へ移転している予定である。	3	小規模の施設もあり、設置の目的や収益が見込めないことなどから、現状では自治体職員の配置が適当と考える。	58.8%	53.0%
児童クラブ、学童館等	46	0	0.0%	児童クラブや学童館との運営が併せて行われていることから、直営が適切である施設もあり、施設ごとに経営的な観点から運営方法について検討しているため。	46	施設の規模が小さく、収益が見込めないため、現状では自治体職員の配置が適当と考える。	38.6%	24.5%

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施状況	○	【参考】	
		実施率(類似団体)	単体クラウド
		58.1%	6.5%
		全国	
		41.4%	58.6%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	→	策定予定	→	策定予定時期
-----	---	---	------	---	--------

類似団体	全国(市区町村分)
策定割合	策定割合
100.0%	99.9%

(7)地方会計の整備

作成済	○	→	作成予定	→	作成完了予定年度
-----	---	---	------	---	----------

類似団体	全国(市区町村分)
作成割合	作成割合
93.5%	85.8%

(注1) 統一した基準による地方会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体